

【意見を募集した案件】

えびの市自治基本条例の一部改正（案）

【意見を募集した期間】

令和4年1月17日（月）から令和4年2月7日（月）まで

【周知方法】

市ホームページ、市役所市民協働課で公開

【意見の提出状況】

提出方法	郵便	F A X	電子メール	市役所へ持参	計
人 数	0 件	0 件	0 件	3 件	3 件
件 数	0 件	0 件	0 件	10 件	10 件

【提出意見と市の考え方】 次表のとおり

- 【区分】 A：意見を案等に反映したもの  
B：参考意見として承ったもの  
C：その他（質問など）

番号	関係条文	ご意見	市の考え方	区分
1	第3条 第5号	新たに定義される第3条（5）の文言の一部変更を提案します。「自治会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。」 ・「形成された」より「形成される」の方が適切ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、見直しを行います。	A
2	第3条 第6号	新たに定義される第3条（6）の文言の一部変更を提案します。「まちづくり協議会 集落生活圏における地域の活性化や地域の身近な課題解決を目的に、市内の中学校区を単位とした地域に存する自治会及び各種団体等の自らの意思に基づき組織され、自主的かつ自立的にまちづくりに持続的に取り組む団体をいう。」 ・「集落生活圏における」という言葉は不要ではないでしょうか。「集落生活圏」という言葉は、地域再生法の規定によるもの様ですが、まちづくり協議会を地域再生法と関連付ける必要は無いように思います。まちづくり協議会を地域再生法の枠組みの中で定義するのであれば、「集落生活圏」を第3条の一つの項目として追記し、定義づけすべきではないでしょうか。	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第8号に、集落生活圏とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域と規定されております。今回、新たにまちづくり協議会の定義を規定しますが、地域再生法と関連づけたものではありませんので、ご指摘を踏まえ、見直しを行います。	A
3	第5条 第2項	第5条 2の文言の一部変更を提案します。「住民は、自治の基本理念を認識し、居住する地域の自治会に加入・協力し、活動するよう努めるものとする」 ・変更を提案するところは、改正予定の部分ではありませんが、「地域における自治の役割」とは何なのか分かりづらいので、「住民は、自治の基本理念を認識し、居住する地域の自治会に加入・協力し、活動するよう努めるものとする。」とする方が分かりやすいように思います。	第3条第1号では、市内に住む住民を含めた「市民」を、第4条では、自治の基本理念を規定しています。前項の第5条第1項で、自治の基本理念について、市民は尊重するよう規定しています。ご指摘の「地域における自治の役割」は、自分達の地域は自分達で守り、住みやすい地域づくりのためには、協力や助け合いといった人と人のつながりが大切であるということです。自治（会）の役割を認識していただけるよう、今後も広報を通じて周知に努めてまいります。	B
4	第8条 第2項	第8条第2項の規定では、自治会及びまちづくり協議会に対し、「情報の提供」を行うだけになっている。他にも行政機関からの助言等もあると思われるので、「情報の提供その他必要な支援」という表現を検討して欲しい。	行政機関の責務として、自治基本条例の理念に沿った施策の推進については、第1項に規定しております。第2項については、今回の改正に併せ、第1項を補足する形で、住民、自治会及びまちづくり協議会に対する行政機関の取組を規定したところですので。ご指摘を踏まえ、見直しを行います。	A

5	第8条	<p>第8条に文言の追加を提案します。</p> <p>「3 行政機関は、自治活動及び地域のまちづくり推進活動を担う人材の育成が効果的に行えるよう、自治会及びまちづくり協議会を支援しなければならない。</p> <p>・人材育成について、自治会及びまちづくり協議会に努力を促すだけでなく、行政機関としても取り組むことを明確にすることが望まれます。</p>	<p>行政機関の責務として、自治基本条例の理念に沿った施策の推進については、第1項に規定しております。第2項については、今回の改正に併せ、第1項を補足する形で、住民、自治会及びまちづくり協議会に対する行政機関の取組を規定したところと見直しを行います。</p>	A
6	第19条 第1項	<p>第19条の文言の一部変更を提案します。</p> <p>「第19条 自治会は、地域住民の自由意思に基づき結成される組織であり、地域住民の自由意思に基づく自治会への加入及び自治会活動への参加が図られ、かつ、地域住民の意見を十分に反映した活動が行われるよう開かれた組織づくりに努めるものとする。</p> <p>・自治会の定義として記載した第3条（5）と違う内容、「地域住民の自由意思に基づき結成される組織」での再定義は良くないと思われるので、この部分は削除すべきだと思います。</p> <p>・自治会加入の前に「自由意思に基づく」と明記することで、加入を強制すべきものではないことを明確にすることを提案します。</p>	<p>自治会の定義は、第3条第5号で新たに規定するため、ご指摘を踏まえ、見直しを行います。</p>	A
7	第3条	<p>えびの市自治基本条例は、えびの市にとっての憲法に値するほど重要な条例である。今回の改正（素案）を拝読した限り、論点は3点あると言える。まず、「まちづくり」とは何か？他の用語は定義づけを行っている、又は、今回追加定義の案が示されているが、そもそもえびの市が目指す「まちづくり」を定義し、その上で、具体的な用語の解説を行う必要がある。この点、素案に示されていないので具申申し上げる。</p>	<p>えびの市自治基本条例は、自治の基本事項（考え方やルール）を定めた最高規範性を持つ条例であります。「まちづくり」について、定義づけは行っておりませんが、条例の前文に、「市民が主体となり互いに支えあいながら、市民一人一人が幸せを実感できるまち、次世代を担う子どもたちが誇れるまち、市民が互いに責任を担い、市政に市民の声が反映される協働のまち、市民自らが自らの地域を築きあげる」と目指すまちな姿を掲げ、実現に向けて、市民、市及び市議会が互いに協働すると、第1条に規定しております。</p>	B
8	第5条第2項	<p>次に、自治組織を改め、自治会とした点は評価できる。令和3年3月に西ノ野、溝ノ口の自治会が解散した。住民の多くは、自治会に所属していない状況を解消するための策として、「自治会」の役割を規定することは、今後の住民生活の安全安心を確保する上で、一策である。</p>		C
9	第3条第6号 第8条第2項 第20条	<p>最後に3点目、まちづくり協議会を加筆（定義）し、その役割について、同基本条例に明記することになっている。このことに大いに反対の立場をとるものである。なぜならば、①まちづくり協議会は任意団体であり、その目的や取組み（事業）については、同協議会の総会等によって決定され、実行されるものである。従って、えびの市の憲法とも言える同基本条例に加筆したならば、同協議会の活動や目的は、制限を受けること必定である。さすれば、同協議会の使命である「まちづくり」は達成できないこと明白だと言えるからである。</p>	<p>まちづくり協議会については、一定地域の複数の自治会及び各種団体等が連携し、地域の活性化や地域の身近な問題解決を目的に、地域住民が主体になって活動に取り組む自治組織であり、自治会と同様に重要な組織であると考え、条例化に至ったものです。今回の規定により、まちづくり協議会の役割は明確化され、条例を念頭においた活動にはなりますが、これまでの活動が制限を受け、できなくなるものではありません。</p>	B
10	全般	<p>②同基本条例は、えびの市の憲法とも言える条例であることは先述した。日本国憲法の改正となれば、多く議論がなされ、国会議員の3/4の支持のもと、改正案が可決され、さらに、国民投票までも実施される。同基本条例も同様に重要な条例である限り、十分な時間を確保（1～2年）し、さらに関連な議論の末、議案化するべきと考える。ことに、新たに追記する条文については、尚のこと慎重に配慮すべきである。</p>	<p>今回の条例改正について、関係団体との協議を行っております。また、本条例の改正にあたり、必要な手続きは実施しております。</p>	C